

加入金について

暮らしに欠くことのできない水道水を安全、安定的に供給するために、毎年多額の費用を投入して水道施設の拡張・更新を行っています。

これは現在の需要者のほか、将来の需要者のためにも行っています。これまでこの費用を負担してきた需要者との負担の公平を図るため、新しく水道を利用する需要者にもその費用の一部を負担して頂くとするのが、加入金という制度です。

給水装置の新設工事または、改造工事(水道メーターの口径を増径する場合)をするお客様から加入金を頂くこととなります。

| 加入金の額(新設工事・改造工事) | | |
|------------------|----------------------------|--|
| メーター口径 | メーターを新設する場合 金額は税込み(10%) | 改造工事によりメーターの口径を増す場合 |
| 13mm | 14,300 円 | 給水装置の改造工事(増径)を行う場合は 新旧メーターの口径に係る加入金額の差 額分を加入金額とする。 |
| 20mm | 38,500 円 | |
| 25mm | 62,700 円 | |
| 40mm | 185,900 円 | |
| 50mm | 283,800 円 | |
| 75mm | 686,400 円 | |
| 100mm | 1,168,200 円 | |
| 150mm | 2,553,100 円 | |

給水装置設計審査手数料及び給水装置工事検査手数料について

お客様から工事の依頼を受けた、指定給水装置工事事業者が給水装置工事申込書等の必要な書類を作成し、給水装置工事の申込みを行います。水道部では申し込みのあった給水装置工事の設計について審査します。また、給水装置工事の完了後に設計どおりに工事が行われているか等の検査を行います。それにかかる手数料として、給水装置工事設計審査及び工事検査手数料を納めて頂くこととなります。

給水装置設計審査手数料...1申請につき 1,100 円

給水装置工事検査手数料...1申請につき 2,800 円

手数料の合計は 3,900 円となります。